

市外居住者が神野々緑地を利用する場合の料金について

令和3年4月1日より、市外居住者が下記の施設を利用する場合、使用料が5割増となります。ただし、お住まいが河内長野市、五條市の方は、河内長野市・橋本市・五條市広域連携協議会の取り決めにより、使用料は市内居住者の料金となります。また、お住まいを確認するため、住所のわかるもの（免許証等）を提示していただくことがあります。

橋本市民が施設を利用する場合の料金に変更はありません。

(市外居住者向け) 施設使用料金

神野々緑地グラウンドゴルフ場 (円)

	使用料
1ラウンド(8ホール)	180
フリーラウンド(24ホール以上)	540

神野々緑地キャンプ場

利用料金に変更はありません。

現行(市内居住者) 施設使用料金

神野々緑地グラウンドゴルフ場 (円)

	使用料
1ラウンド(8ホール)	120
フリーラウンド(24ホール以上)	360

神野々緑地キャンプ場 (円)

期 間	利用区分	利用時間	単 位	使用料
夏季 (4月1日から10月31日まで)	宿泊	10時から 翌10時まで	1区画	3,750
	宿泊以外	10時から 20時まで	1区画	2,500
冬季 (11月1日から3月31日まで)		10時から 17時まで	1区画	
延長		1時間ごと	1区画	620